

## 第 13 章 環境影響評価準備書からの相違点

環境影響評価書の作成にあたっては、環境影響評価法第 20 条 1 項に基づく神奈川県知事意見を勘案するとともに、同法第 18 条第 1 項に基づく環境の保全の見地からの意見に配慮して、環境影響評価準備書の記載事項について検討を加え、必要な追記・修正を行いました。

環境影響評価準備書からの主な相違点は、表 13-1 に示すとおりです。

なお、より詳細な表現とする等の表現の適正化及び誤字・脱字等の訂正については、適宜行っています。

表 13-1(1) 環境影響評価準備書からの主な相違点(1)

評価書の修正箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
P.1-1	事業者の名称： 相模鉄道株式会社  代表者の氏名： 代表取締役社長 <u>沼野 恵一</u>  住 所： 神奈川県横浜市西区北幸一丁目 3 番 23 号	事業者の名称： 相模鉄道株式会社  代表者の氏名： 代表取締役社長 小澤 重男  住 所： 神奈川県横浜市西区北幸二丁目 9 番 14 号
P.3.1-45	計画路線周辺では、「 <u>土壤汚染対策法</u> 」(平成 14 年 5 月 29 日 法律第 53 号)第 5 条第 1 項の規定に基づき、 <u>神奈川区</u> で 1 地点が要措置区域に、 <u>港北区</u> で 2 地点が形質変更時要届出区域に指定されています	計画路線周辺では、「 <u>土壤汚染対策法</u> 」(平成 14 年 5 月 29 日 法律第 53 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき神奈川区で 1 地点が要措置区域に、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき港北区で 2 地点が形質変更時要届出区域に指定されています
P.3.1-46 表 3.1-34 ダイオキシン類に係る環境基準(土壌)	<u>土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法</u>	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンをいう。以下同じ。)及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)

表 13-1(2) 環境影響評価準備書からの主な相違点(2)

評価書の修正箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
<p>P.3.1-46 表 3.1-34 ダイオキシン類に係る環境基準(土壌)</p>	<p>2 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、<u>土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ / g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</u></p>	<p>2 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ / g 以上の場合(簡易測定方法により測定した場合には、簡易測定値に2を乗じた値が 250pg-TEQ / g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。</p>
<p>P.3.1-65</p>	<p>昆虫類が<u>3</u>種、魚類が6種、底生生物が<u>1</u>種、</p>	<p>昆虫類が2種、魚類が6種、底生生物が2種、</p>
<p>P.3.1-67 表 3.1-40 動物の重要種の確認状況</p>	<p>「昆虫類」欄に「ヤマトシジミ」を記載。</p>	<p>「昆虫類」欄の「ヤマトシジミ」を削除。</p>
<p>P.3.1-67 表 3.1-40 動物の重要種の確認状況</p>	<p>「底生生物」欄に「ヤマトシジミ」の記述なし。</p>	<p>「底生生物」欄に「ヤマトシジミ」を追記。</p>
<p>P.3.1-67 表 3.1-40 動物の重要種の確認状況</p>	<p>「メダカ」の「選定基準及びランク(A(レッドリスト))」の欄に「V U」の記述なし。</p>	<p>「メダカ」の「選定基準及びランク(A:レッドリスト)」の欄に「V U」を追記。</p>
<p>P.3.1-71</p>	<p>計画路線周辺にはクヌギ・コナラ群落地、コナラ・オニシバリ群落地や畑地雑草群落地が多く、ヒノキ・スギ・サワラ植林地やアズマネザサ・ススキ群落地も一部見られ、</p>	<p>計画路線周辺にはクヌギ・コナラ群集、コナラ・オニシバリ群集や畑地雑草群落が多く、ヒノキ・スギ・サワラ植林地やアズマネザサ・ススキ群集も一部見られ、</p>
<p>P.3.1-79</p>	<p>緑地保全地区などでクヌギやコナラなどの群落地が、また、鶴見川河川敷でススキなどのヨシクラスの群落地が確認されていますが、</p>	<p>緑地保全地区などでクヌギ・コナラ群集などが、また、鶴見川河川敷でススキなどのヨシクラスが確認されていますが、</p>
<p>P.3.1-83 表 3.1-45 自然環境類型区分の概要</p>	<p>イチ、タヌキ、チョウゲンボウ、スズメ、ムクドリ、ドバト、ハシブトガラス、ツユムシ、ミツバト、コオロギ、ヤマトシジミ、モンシロチョウ、キアゲハ、コバネイナゴ</p>	<p>イチ、タヌキ、チョウゲンボウ、スズメ、ムクドリ、ドバト、ハシブトガラス、ツユムシ、ミツバト、コオロギ、モンシロチョウ、キアゲハ、コバネイナゴ</p>

表 13-1(3) 環境影響評価準備書からの主な相違点(3)

評価書の修正箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
P.3.1-83 表 3.1-45 自然環境類型区分の概要	イチ、タキ、ルホ、ソカス、ス、メ、ムドリ、メ、ロ、 <u>マトシ、ミ、アオシ、アゲル、ア、ラセ、ミ</u>	イチ、タキ、ルホ、ソカス、ス、メ、ムドリ、メ、ロ、 <u>ア、シ、アゲル、ア、ラセ、ミ</u>
P.3.2-57	計画路線周辺では、「 <u>土壌汚染対策法</u> 」(平成 14 年 5 月 29 日 法律第 53 号)第 5 条第 1 項の規定に基づき、 <u>表 3.2-21 に示すとおり神奈川区で 1 地点が要措置区域に、港北区で 2 地点が形質変更時要届出区域に指定されています</u>	計画路線周辺では、表 3.2-21 に示すとおり、「土壌汚染対策法」(平成 14 年 5 月 29 日 法律第 53 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき神奈川区で 1 地点が要措置区域に、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき港北区で 2 地点が形質変更時要届出区域に指定されています
P.3.2-61	絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律に基づく <u>生息等保護区</u>	絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律に基づく <u>生息地等保護区</u>
P.3.2-61	野生生物の生息地及び <u>生息等保護区</u> は存在しません。	野生生物の生息地及び <u>生息地等保護区</u> は存在しません。
P.7.1.1-18~19	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う粉じん等の予測・評価について、「 <u>道路の運行に伴うタイヤによる巻上げ</u> 」に係る記述なし。	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う粉じん等の予測・評価について、「 <u>道路の運行に伴うタイヤによる巻上げ</u> 」に係る記述を追記。
P.7.1.1-22	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う粉じん等の予測・評価について、「 <u>道路の運行に伴うタイヤによる巻上げ</u> 」に係る記述なし。	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う粉じん等の予測・評価について、「 <u>道路の運行に伴うタイヤによる巻上げ</u> 」に係る記述を追記。
P.7.1.2-12~13 表 7.1.2-7 建設機械から排出される窒素酸化物排出量	表中の排出係数は、1 日あたりの工事時間帯を <u>8 時間とした場合の値</u> です。	表中の排出係数は、1 日あたりの工事時間帯 8 時間を 100%とした場合、建設機械の稼働率を 75%程度として算出した値です。
P.7.1.3-10~11 表 7.1.3-4 建設機械から排出される浮遊粒子状物質排出量	表中の排出係数は、1 日あたりの工事時間帯を <u>8 時間とした場合の値</u> です。	表中の排出係数は、1 日あたりの工事時間帯 8 時間を 100%とした場合、建設機械の稼働率を 75%程度として算出した値です。
P.7.1.4-61 図 7.1.4-15(1) 予測地点模式断面 (No. 1 (箕輪町))	高架橋 2 層区間における騒音の予測について、予測の条件となる構造物の特徴、予測における減衰効果の考え方の記述なし。	高架橋 2 層区間における騒音の予測について、予測の条件となる構造物の特徴、予測における減衰効果の考え方を追記。
P.7.2.1-1	工事排水の排出に伴う水の濁り及び水の汚れについて、予測・評価の対象に係る補足説明の記述なし。	工事排水の排出に伴う水の濁り及び水の汚れについて、予測・評価の対象に係る補足説明を追記。
P.7.3.1-19~20	地盤の変位及び地下水位の計測・監視の概要について、計測・監視計画の策定や、工事実施時に変動がみられた場合の対応に係る考え方について、補足説明の記述なし。	地盤の変位及び地下水位の計測・監視の概要について、計測・監視計画の策定や、工事実施時に変動がみられた場合の対応に係る考え方について、補足説明を追記。

表 13-1(4) 環境影響評価準備書からの主な相違点(4)

評価書の修正箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
P.7.4.1-1	不特定多数による日常生活の <u>視点場</u> としての	不特定多数による日常生活の視点としての
P.7.4.1-8	不特定多数による日常生活の <u>視点場</u> としての	不特定多数による日常生活の視点としての
P.8-1	環境保全のための措置の効果の不確実性の有無について、不確実性の有無の判断の考え方の記述なし。	環境保全のための措置の効果の不確実性の有無について、不確実性の有無の判断の考え方を追記。
P.9-5 表 9-1(2) 事後調査の概要(工事中)	地下水の水位については、 <u>止水工法</u> の効果について不確実性が生じること、また、 <u>地質や地下水位の状況によって予測の不確実性が生じること</u> から、選定しました。	地下水の水位については、地質や地下水位の状況並びに予測条件とした構造物の透水性の設定に不確実性が生じることから、選定しました。
P.9-7 表 9-2 事後調査の概要(供用後)	地下水の水位については、 <u>止水工法</u> の効果について不確実性が生じること、また、 <u>地質や地下水位の状況によって予測の不確実性が生じること</u> から、選定しました。	地下水の水位については、地質や地下水位の状況並びに予測条件とした構造物の透水性の設定に不確実性が生じることから、選定しました。
P.10-5 表 10-1(2) 当該事業に係る環境影響の総合的な評価	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う粉じん等の予測・評価について、「道路の運行に伴うタイヤによる巻上げ」に係る記述なし。	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う粉じん等の予測・評価について、「道路の運行に伴うタイヤによる巻上げ」に係る記述を追記。
P.10-29 表 10-1(14) 当該事業に係る環境影響の総合的な評価	地下水の水位については、 <u>止水工法</u> の効果について不確実性が生じること、また、 <u>地質や地下水位の状況によって予測の不確実性が生じること</u> から、事後調査を実施します。	地下水の水位については、地質や地下水位の状況並びに予測条件とした構造物の透水性の設定に不確実性が生じることから、事後調査を実施します。
P.10-33 表 10-1(16) 当該事業に係る環境影響の総合的な評価	地下水の水位については、 <u>止水工法</u> の効果について不確実性が生じること、また、 <u>地質や地下水位の状況によって予測の不確実性が生じること</u> から、事後調査を実施します。	地下水の水位については、地質や地下水位の状況並びに予測条件とした構造物の透水性の設定に不確実性が生じることから、事後調査を実施します。
P.資 1-22~24	ガス胚胎層通過に係る安全性について、管理方法、防爆等の安全計画の考え方の記述なし。	ガス胚胎層通過に係る安全性について、管理方法、防爆等の安全計画の考え方を追記。
P.資 1-31~32	高架橋2層区間周辺における平面交差道路について、代替機能確保の基本的な考え方の記述なし。	高架橋2層区間周辺における平面交差道路について、代替機能確保の基本的な考え方を追記。
P.資 2-2 表 2.1-1(1) 選定しなかった環境影響評価の項目及びその理由	計画路線及びその周辺には、「 <u>土壤汚染対策法</u> 」(平成14年5月29日法律第53号)第5条第1項の規定に基づく指定地域は存在しません。	本事業において改変を行う区域には、「 <u>土壤汚染対策法</u> 」(平成14年5月29日法律第53号)第6条第1項の規定に基づく要措置区域及び、同法第11条第1項の規定に基づく形質変更時要届出区域は存在しません。
P.資 3.4.1-1~2	建設工事に伴う副産物について、現時点で考えられる具体的な縮減、再利用の方法の記述なし。	建設工事に伴う副産物について、現時点で考えられる具体的な縮減、再利用の方法を追記。